

第4回 高齢者の移動手段の確保に関する検討会 議事概要

日時：平成29年6月19日（月）15：00～17：00

場所：中央合同庁舎第2号館 共用会議室2B

議題「(1) 中間とりまとめ(案)について」、国土交通省より説明を行った。その後、議題「(2) 意見交換」を行った。意見交換における委員の主な発言は次のとおり。

【「4. 「互助」による輸送」及び「5. 福祉行政との連携」について】

- 高齢者の移動手段の確保のために取組を進めるのはよいが、ルールの特明確化をしっかりと進めてほしい。その際は、予期しない形態が意に反して実現されることがないよう、注意していただきたい。
- 安全性の確保や競合等の問題はあるものの、交通事業者だけでは地域の輸送サービスを担い切れない地域が増えつつあり、大局的には助け合いによる輸送を推進しなければならないと感じている。助け合いによる無償の輸送は、できるだけルールを緩和して認めて欲しい。
- ボランティアドライバー向けの研修・教育の必要性を明記してほしい。
- 介護保険制度の協議体と交通関係の協議会との連携方策も重要だが、まずは、行政組織内部で交通部局と福祉部局が連携することが先ではないか。
- 地方公共団体における第7次介護保険事業計画の作成に資するよう、遅くとも秋までには、「互助」による輸送に関するルールの明確化や実施可能な事業モデルについて情報提供を実施してほしい。

【「6. 地域における取組に対する支援」について】

- 高齢者の移動対策に関して地域公共交通網形成計画の中にしっかりと盛り込むようにしてはどうか。
- 高齢者講習や地域包括支援センターなどを活用しつつ、地域の公共交通について高齢者への情報提供を強化して欲しい。
- 移動の制約がある方の利便性向上を利用者目線で見討できる協議体があると良い。

【その他】

- タクシーへの補助金についても、ルールの明確化や柔軟化をお願いしたい。

○ 事業者間の連携も推進する必要がある。

「中間とりまとめ（案）」について、検討会での意見等を踏まえ、事務局にて必要な修正を加えた後、座長に一任の上でとりまとめることが了承された。

以上